



平成26年 臨時会：10月21日

鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

平成26年鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（14名）	2
○欠席議員（0名）	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開議（午後2時00分）	4
○諸般の報告	4
組合議員変更及び紹介	4
○開会（午後2時05分）	4
○議事日程の報告	4
○議席の一部変更及び指定	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
議会運営委員長報告	5
採決	5
○議案第12号の上程、提案説明	6
工藤正司 管理者	6
森光弘 事務局長	7
○上程議案の質疑～採決	7
○議案第13号の上程、提案説明	8
工藤正司 管理者	8
堀口真弘 会計管理者	8
○上程議案の質疑	15
質疑 12番 高橋節子 議員	15
答弁 片寄仁志 次長	16

再質疑	1 6
再答弁	1 7
○上程議案の討論、採決	1 7
○特定事件の委員会付託	1 7
○閉 会（午後 2 時 5 0 分）	1 8
<hr/>	
○署名議員	1 9

鴻環資組告示第7号

平成26年鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会を、10月21日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

平成26年10月14日

鴻巣行田北本環境資源組合
管理者 工藤正司

付議事件

- 1 鴻巣行田北本環境資源組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 2 平成25年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について

平成26年鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会会議録

○ 議事日程

平成26年10月21日（火） 午後2時00分開議

第1 議席の一部変更及び指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 議案第12号 鴻巣行田北本環境資源組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例

第5 議案第13号 平成25年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について

第6 特定事件の委員会付託

○ 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（14名）

1番	潮田幸子	議員	2番	大塚佳之	議員
3番	香川宏行	議員	4番	大河原梅夫	議員
5番	渡邊良太	議員	6番	加藤勝明	議員
7番	織田京子	議員	8番	田中克美	議員
9番	岩田讓啓	議員	10番	斉藤哲夫	議員
11番	大澤芳秋	議員	12番	高橋節子	議員
13番	阿部慎也	議員	14番	吉田豊彦	議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

工藤正司	管理者
原口和久	副管理者

石	津	賢	治	副	管	理	者
堀	口	真	弘	会	計	管	理
小	澤	敬	臣	監	查	委	員
小	林	乙	三	参		与	
福	田	千	之	参		与	
荒	井	光	男	参		与	
小	卷	政	史	参		与	
島	田	和	夫	参		与	
大	島	一	秀	参		与	

○ 事務局職員出席者

事	務	局	長	森		光	弘
次		長		片	寄	仁	志
次		長		程	塚		勲
副	参	事		鈴	木	健	太
書		記		今	井	剛	史

午後 2時 00分 開議

△諸般の報告

○森 光弘事務局長 皆様には、公私ご多忙のところ本組合議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

開会前に、組合議員の変更がございましたのでご報告申し上げます。

去る、5月26日の鴻巣市議会におきまして、坂本議員の辞職に伴う組合議員の選挙が行われ、潮田議員が選出されましたので、ご紹介申し上げます。

それでは潮田議員、よろしくお願いいたします。

○潮田幸子議員 鴻巣市選出の潮田幸子でございます。よろしくお願いいたします。

○森 光弘事務局長 どうもありがとうございました。

本日の配布物として議事日程、席次表等、お席に配布させて頂きましたのでご了承頂きたいと思っております。

また、本日の議会終了後、事務局から報告事項がございますので、お時間を頂きますようよろしくお願いいたします。以上報告とさせていただきます。それでは吉田議長よろしくお願いいたします。

午後 2時 05分 開会

○吉田豊彦議長 本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から、平成26年鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会を開会いたします。出席議員が14名で、定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。これより、直ちに会議を開きます。

△議事日程の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程を報告いたします。

事務局をして朗読いたさせます。 ————— 事務局。

[事務局朗読]

△議席の一部変更及び指定

○吉田豊彦議長 まず、日程第1、議席の一部変更及び指定を議題といたします。

お諮りいたします。補欠選挙により組合議員に交代がありましたので、会議規則第3条第2項及び同条第3項の規定により、大塚佳之議員を2番に、変更し、潮田幸子議員を1番に、指定をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席はお手元に配布した議席表のとおり決定いたしました。

△会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第73条の規定により議長において指名いたします。

7番 織田 京子 議員

8番 田中 克美 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

——— 議会運営委員長 9番 岩田讓啓 議員。

〔岩田讓啓議会運営委員長登壇〕

○岩田讓啓議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る10月16日に委員会を開催し、本議会臨時会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配布いたしております、平成26年鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり本議

会臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本議会臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本議会臨時会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配布してあります印刷文書によりご了承願います。

△議案第12号の上程及び提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、議案第12号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

[工藤正司管理者 登壇]

○工藤正司管理者 本日、ここに平成26年鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中をご参集賜り、重要案件につきまして、ご審議いただきますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

今議会においてご審議いただく案件は、条例制定及び平成25年度決算認定でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、今後とも鴻巣行田北本環境資源組合の運営に、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案第12号について、ご説明申し上げます。なお、細部につきましては、後ほど、事務局長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。議案第12号鴻巣行田北本環境資源組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例について、ご説明申し上げます。本案は、現施設の整備補修及び解体費用等に備え、年度間における財源の調整を行い、構成市の財政負担を均一化するため、条例を定めるものであります。

以上で、議案第12号についての説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第12号について、事務局の細部説明を求めます。

————— 事務局長。

[森 光弘事務局長 登壇]

○森 光弘事務局長 それでは、議案第12号について、細部説明を申し上げます。

本条例は、組合格約第3条第1号に掲げる可燃物焼却施設及び最終処分場の運営管理に関する事務について、今後4年から5年に一度必要となる排ガス処理設備等の整備補修や現施設の解体費用等に備えて、年度間における財源の調整を行い、現施設分の負担金を軽減することで、構成市である行田市及び鴻巣市の財政負担を均一化するため、制定するものでございます。

それでは、条文の内容について、順次ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

まず第1条は、本条例の設置の目的を規定したものでございます。第2条は、積み立てる額について規定したものでございます。第3条は、基金に属する現金の管理の方法について規定したものでございます。第4条は、基金の運用から生じる収益金の処理について規定したものでございます。第5条は、財政上必要があると認められるときにおける繰り替え運用について規定したものでございます。第6条は、基金を処分することができる条件を規定したものでございます。第7条は、委任について規定したものでございます。附則でございますが、この条例の施行期日は公布の日からとするものでございます。

以上で議案第12号の細部説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△議案第12号の質疑～採決

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に議案第12号について、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。
次に、採決いたします。

議案第12号鴻巣行田北本環境資源組合財政調整基金の設置、管理及び処分に
関する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議案第13号の上程及び提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第5、議案第13号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

[工藤正司管理者 登壇]

○工藤正司管理者 それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。なお、
細部につきましては、後ほど会計管理者から説明いたさせますので、よろしくお
願い申し上げます。

議案第13号平成25年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定についてで
ございますが、決算の総額は、歳入16億6,171万5,295円、歳出15
億2,833万1,304円で、歳入歳出差引額は、1億3,338万3,99
1円であります。なお、本件は既に監査委員の審査も終了しており、その審査意
見書並びに決算付表等関係資料を配布させていただいておりますので、よろしく
ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、議案第13号についての説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第13号について、事務局の細部説明を求めます。

——— 会計管理者。

[堀口真弘会計管理者 登壇]

○堀口真弘会計管理者 それでは、議案第13号平成25年度彩北広域清掃組合会
計歳入歳出決算認定について、細部説明を申し上げます。

別綴りの平成25年度歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関

する調書及び財産に関する調書をご覧いただきたいと存じます。

歳出から申し上げますので、決算書の9ページ、10ページをお開き願います。初めに1款議会費の支出済額は、10ページ最上段左になりますが、48万7,942円で、予算に対する執行率は85.8%でございます。これは組合議会関係経費でございまして、1節報酬の不用額1,833円は、組合議員の交代に伴う議長報酬等の日割り計算により生じたものです。

次に、8節報償費は、組合議員2名に対する組合表彰規定に基づく表彰を行った際の記念品代でございます。

次に、9旅費の不用額につきましては、予算計上しておりました臨時会の開催がなく、また議長が公用車を使用したことに伴い生じたものです。

次に、10節交際費につきましては、支出はございませんでした。

次に、2款総務費の支出済額は、10ページの中段左側になりますが、5,609万80円で、予算に対する執行率は89.4%となっております。

総務費のうち、1項総務管理費の支出済額は、5,596万7,680円となっており、その主な支出は1目一般管理費5,573万5,720円でございます。

1節報酬は、正副管理者の報酬で、不用額4,537円につきましては、平成25年7月から平成26年3月31日までの間における管理者及び副管理者並びに一般職員の給料を減額する条例の制定に伴い、正副管理者の報酬について、5%の削減を行ったことから生じたものです。

次に、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、7節の賃金でございますが、前年度末で組合職員1名が定年退職を迎えたことから、平成25年度における組合職員数は4名となり、職員減を補うとともに、排ガス処理設備等改修工事に伴う業務の増加に伴い、臨時職員2名を採用したものでございます。なお、職員の人件費の合計は、4,035万9,530円で、総務費全体の72%を占めるものでございます。また、前年と比較して、539万8,684円の減少となっております。

次に、11ページ、12ページになります。11節需用費の支出済額は167万9,046円でございます。不用額が63万5,954円となっておりますが、

これは予定していた例規の加除が少なかったことから印刷製本費に未執行額が生じたこと等によるものでございます。

12節役務費の支出済額は353万1,290円でございます。備考欄にございますように郵便料、電話料及び手数料等で前年度と同様の支出でございます。不用額の14万9,710円は、主に設備の老朽化から電話機等の交換を行うとともにアナログからデジタル回線へ変更したことに伴い、電話料が減少し生じたものでございます。

13節委託料の支出済額は180万9,133円でございます。備考欄にございますように、施設の保全業務及び職員の健康診断並びに組合職員の採用試験を委託して実施したものでございます。不用額につきましては、室内清掃業務委託料の契約差額及び除草・植木剪定、採用試験委託料の残により生じたものでございます。

14節使用料及び賃借料の支出済額は43万0,842円で、備考欄にございますように機器の賃借料等でございます。パソコン・周辺機器及びコピー機のリースを地方自治法第233条の3に基づく長期継続契約を締結し、実施しているものでございます。

18節備品購入費の支出済額は12万2,850円で、保管文書の増加に伴い、文書整理棚を購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金の支出済額は656万3,246円でございますが、その主なものは備考欄の一番上でございます市町村総合事務組合負担金の650万8,246円を支出したものでございます。なお、組合職員1名の退職に係る特別負担金の徴収に伴い、381万7,570円の増加となっております。

27節公課費の支出済額は103万6,100円でございますが、備考欄にございますように汚染負荷量賦課金と、公用車の車検時の自動車重量税を支出したものでございます。不用額につきましては、汚染負荷量賦課金の現在分単価の減額に伴い生じたものです。

次に、1項2目 地元対策費の支出済額は、23万1,960円でございます。その内訳は、まず11節需用費として、1,960円の支出をしております。これは地元の公害監視委員会開催時の食糧費でございます。

また、13ページになりますが、19節負担金補助及び交付金といたしまして、23万円を支出したものでございます。これは備考欄にございますように地元の環境保全事業を行っております2団体に対して、活動補助金として23万円を支出したものでございます。なお、地元対策費につきましては、75万8,040円の不用額が生じておりますが、主に13節委託料、15節工事請負費等が未執行となったものでございまして、これは地元要望等による該当事業が発生しなかったためでございます。

次に、13ページ、14ページになりますが、2項監査委員費の支出済額は5万2,200円でございます。前年と同様の支出となっております。

3項公平委員会費の支出済額は7万200円でございます。8節報償費として備考欄にございますように、1万円を支出しておりますが、これは公平委員会委員1名に対して、組合表彰規定に基づく表彰を行った際の記念品代でございます。他は例年どおりの支出でございます。

次に、3款事業費は、支出済額が14億7,175万3,282円で、歳出全体の96.3%となっており、予算に対する執行率は95.8%でございます。

事業費のうち、1目事業総務費の支出済額は1,264万4,848円でございます。その主なものといたしまして、11節需用費の支出済額553万3,639円は、備考欄にございますように、消耗品費が453万7,405円、その下の燃料費が73万5,834円等でございます。不用額につきましては、排ガス処理設備等改修工事に伴い、電気集塵機及びダイオキシン分解装置等の消耗部品の購入を抑制したことから生じたものです。

12節役務費の支出済額は4万4,475円でございますが、軽トラックの自賠責保険料の値上げにより不足が生じたため、11節需用費から1,475円を流用しております。

13節委託料の支出済額は570万555円でございます。備考欄にございますように、ばい煙等測定分析業務委託料298万2,000円、その下、ダイオキシン類等測定分析調査業務委託料233万4,150円を支出しております。廃棄物処理法第8条の3に基づき、ばい塵、一酸化炭素、浮遊物質、電気伝導率、塩化物イオン濃度等の測定を委託したものでございます。次の最終処分場環

境測定業務委託料につきましては、最終処分場の埋め立て終了から6年が経過したことから、埼玉県と最終処分場の廃止に向けた協議を実施した結果、測定項目の見直しが必要となったものでございます。また、法改正に伴う最終処分場追加測定業務委託料は、水質汚濁防止法の改正に伴い測定項目が追加されたものでございます。なお、不用額につきましては、契約差額によるものでございます。

14節使用料及び賃借料の支出済額111万8,184円は、備考欄にございますように最終処分場土地借上料で、敷地内にある最終処分場用地5,075平方メートルを行田市より借り受けているものでございます。

次に、15ページ、16ページになりますが、16節原材料費は、場内整備用の砕石や歩廊の補修用鋼板等を購入したものです。

27節公課費は、軽トラックの重量税でございます。

次に、2目維持管理費の支出済額は11億0,765万7,055円でございます。

11節需用費の支出済額8,728万9,630円は、備考欄にございますように消耗品費1,822万6,425円と、その下の修繕料6,906万3,205円を支出したものでございます。いずれも焼却施設に関する経費でございまして、特に修繕料につきましては、老朽化した焼却炉等を安定稼働させるために、定期的に補修等を実施しているものでございます。なお、不用額につきましては、排ガス処理設備等改修工事の施工に伴いまして、焼却施設の停止期間を考慮し施設の補修を抑制したことから生じたものです。

次に、12節役務費は、組合所有のフォークリフト、ブルドーザー及びミニパワーショベルの自主検査手数料でございます。

次に、13節委託料の支出済額は546万6,300円で、備考欄にございますそれぞれの業務を委託して実施したものでございます。不用額につきましては、契約差額により生じたものでございます。

15節工事請負費の支出済額は10億1,478万3,000円で、備考欄にございます搬入道路舗装修繕工事と平成24年度からの2ヵ年継続事業で実施しました排ガス処理設備等改修工事に伴うものでございます。なお、排ガス処理設備につきましては、平成25年8月に完成し現在は順調に稼働しているところで

ございます。

次に、3目塵芥処理費の支出済額は3億5,145万1,379円でございます。

1.1節需用費の支出済額は9,295万6,490円で、支出の内訳は、備考欄にございますように消耗品費、電気使用料、水道使用料及び燃料費でございます。不用額につきましては、主に消耗品費で2,333万4,237円、電気料で979万7,126円が生じており、これは、排ガス中の塩化水素濃度が低く消石灰の噴霧量が減少したことに加え、排ガス処理設備等改修工事後に使用を予定していた薬品の使用量が試運転の結果により削減されたことと、これに伴い使用電力も減少し契約電力の変更を行ったこと等によるものでございます。

次に、1.3節委託料の支出済額は2億5,849万4,889円でございます。これは備考欄にございますように焼却施設運転保守管理業務委託料として1億3,513万5,000円、焼却灰等運搬及び処分業務委託料として1億2,335万9,889円をそれぞれ支出したものでございます。不用額1,775万6,111円につきましては、主に焼却量の減少に伴い焼却灰量も減少したことから生じたものです。

次に、第4款公債費でございますが、支出はございませんでした。

次に、17ページ、18ページになりますが、一番下の歳出の合計額は、支出済額として15億2,833万1,304円、不用額は7,218万6,696円でございます。

次に、歳入について、ご説明申し上げますので、戻りまして5ページ、6ページをお願いいたします。

初めに、1款分担金及び負担金について申し上げます。

収入済額は6ページ最上段になりますが、14億8,599万1,000円でございます。歳入総額に占める割合は89.4%でございます。

1節組合負担金の収入済額14億8,599万1,000円は、備考欄にございますように組合の構成市である行田市及び鴻巣市から規定に基づいて負担していただいているものでございます。

次に、2款使用料及び手数料は、収入済額が9,207万1,200円ござ

います。これは行田市及び鴻巣市の旧吹上地域からの事業系ごみの処理手数料でございまして、前年度と比較して約39万450円の微増となっております。なお、収入未済額が4万4,342円生じておりますが、これは月払いで手数料を納めておりました事業者が、平成22年度途中で倒産、未納手数料1万7,550円に対しまして、破産管財人から平成24年1月12日に1,708円の配当確定の通知があり、同年1月24日に入金されました。差額の1万5,842円は現在も未収金のまま残っておりますが、時効消滅の期限である5年を待って不納欠損処理を行う予定でございます。また、同じく月払いで手数料を納めておりましたもう一つの事業者について、平成24年2月に弁護士から破産手続を行うとの通知があったことから、現在、破産管財人に破産債権届出書を提出し、平成24年1月及び2月分の手数料2万8,500円の回収を図っているところでございますが、未だ配当の確定通知はございません。従いまして、これらの手数料の合計4万4,342円を未収金として処理させていただいたものでございます。

次の3款繰越金は、8,211万9,027円でございます。前年度繰越金でございます。

次の4款諸収入は、1項1目預金利子として収入済額が8万9,938円でございます。

次に7ページ、8ページになりますが、2項1目雑入の収入済額は144万4,130円でございます。その内訳は備考欄のとおりでございます。一番下から2番目の東京電力損害賠償金につきましては、福島第一原発事故に伴いまして、事故前は堆肥として処理されていた市内で発生した河川の雑草等について県土整備事務所等から焼却物として搬入されたことから、増加分について焼却灰等の処理費について、東京電力に平成24年度分を請求し支払われたものでございます。なお、損害賠償請求につきましては、平成24年度を持って完了しております。次の改修工事に伴う水道使用料につきましては、排ガス処理設備等改修工事の際に施工業者が使用したものについて請求し支払われたものでございます。

以上が款ごとの収入済額でございまして、一番下の段になりますが、歳入調定額16億6,175万9,637円に対する収入済額は、収入未済額の4万4,342円を差し引いた16億6,171万5,295円でございます。

次に、19ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が16億6,171万5,295円でございます。歳出総額は15億2,833万1,304円となっております。したがって、歳入歳出差引額は1億3,338万3,991円でございます。これはそのまま実質収支額として翌年度へ繰り越されるものでございます。なお、執行率は92%となっております。

次に、20ページになります。財産に関する調書についてご説明申し上げます。1の公有財産のうち、カッコ1の土地及び建物の表で、土地の決算年度末現在高は、3万530.86平方メートル、建物の決算年度末現在高は、3,896.93平方メートルで、建物について、排ガス処理設備等改修工事に伴いまして、誘引通風機棟131.75平方メートルが増加しております。カッコ2山林からカッコ7出資による権利は、前年同様該当するものはございません。

次に、2の物品につきましては増減はございませんでした。

次に、3の債券及び4の基金につきましても、前年同様に該当するものはございませんでした。

以上で、議案第13号平成25年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について、説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△議案第13号の質疑

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

[質疑者挙手]

○吉田豊彦議長 質疑の通告がありますので、発言を許します。

————— 12番 高橋節子議員。

○12番高橋節子議員 13、14ページのごみの最終処分場の関係なのですが、6年前までは最終処分場は別なところにあった。そして今は行田市から借り受けた最終処分場に処分していると理解いたしました。焼却灰というのは全部埋立て方式だったのでしょうか。今までもそして現在もどういふふうな焼却灰の処理方法なのか。その現状を教えてくださいたいと思います。

6年経過しておりますとのことですが、前の処分場というのも環境測定業務委託料が続いています。法改正に伴う最終処分場の追加測定業務委託料というのもあります。なかなか6年経過しているけれども前の処分場は全部終わって地主に返せないという状況なのかどうか。6年前までの処分場というのはやはり地区内に、行田市の地域内にあったのでしょうか。地主さんは何名いたのかとかその辺を教えてくださいたいと思います。

次の16ページには焼却灰の運搬・焼却業務委託料というのがあります。これが現在の行田市から借り受けている土地に運搬する経費だと思うのですが、全部埋立て方式なのかどうなのか、現状を教えてくださいたいと思います。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——— 次長。

○片寄仁志次長 只今の高橋議員さんの質疑についてお答え申し上げます。まず14ページの14節一番下にあります最終処分場土地借上料の件なのですが、これにつきましては埋立地は6年前に終了しているとのことで、入り口から入ってきまして緑の屋根があるところがあるのですが、そのところで約6,600平方メートルの最終処分場を平成6年に作りまして、平成19年3月で埋め立てを完了しております。それにつきましては先ほどの委託料とも関係があるのですが、まだ廃止には至っておりませんので、県とこれから協議をするところでございまして、その分で追加費用もかかっております。

それから次のページの焼却灰運搬及び処分業務委託料の関係なのですが、埋立てを完了した後は、現在はすべて太平洋セメントの方へ持ち込んでましてその費用がこちらに当たると、すべてリサイクルとしてこちらで処理されているということで、ご理解いただければと思います。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。——— 12番 高橋節子議員。

○12番高橋節子議員 今現在は太平洋セメントの方でセメント化しているということで、もう埋立てというのがないというふうなご答弁でありました。今まで埋立てていたのはまだまだ累積したり、県との協議があるので収束ができていないとのことなのですが、これまでも埋立ての中身もばいじんというのか、ダイオキシン等はバグフィルターで採りますよね、有害物質そういう物と一緒に埋立てていたのか、どうなのか。そうしますとかなり処分するのも有害物質を取り除くと

ということで大変なのかなと思いますが、どんなふうな状況で今まで埋立てていたのか、どうなのか。その辺の埋立ての状況を教えていただきたいと思います。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——— 次長。

○片寄仁志次長 高橋議員さんの再質疑についてお答え申し上げます。只今の質疑で、最終処分場に何を埋立てたかですが、これにつきましては焼却灰と今までは電気集塵器をこちら使っております、電気集塵機の飛灰という形になります。これにつきましてはもちろんダイオキシンも含まれているものでございますので、水処理が重要になっておまして、現在も水処理を続けているという状況にあります。ただダイオキシン測定等も行いまして物質的に外部に出ているような測定結果数値は出ていないのが現状でございます。

○吉田豊彦議長 他に質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

△議案第13号の討論、採決

○吉田豊彦議長 次に、議案第13号について、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。次に、採決いたします。

議案第13号、平成25年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決しました。

△特定事件の委員会付託

○吉田豊彦議長 次に、日程第6、特定事件の委員会付託を議題といたします。お諮りいたします。

次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項につ

いては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長　ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本議会臨時会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、平成26年鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会を閉会いたします。

御協力、誠に有難うございました。

午後 2時 50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年12月 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長 吉 田 豊 彦

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員 織 田 京 子

同 田 中 克 美